

# 中継系事業者における重大な事故への 該当の可否について(その3)

総務省 総合通信基盤局  
電気通信技術システム課

平成21年6月2日

# 中継系事業者における重大な事故についての考え方

## 考え方(案)

中継回線の相互接続先や卸先を「一利用者」とする場合も見られる現状の運用を次のいずれかの方法により実際の影響利用者(エンドユーザ)の数を算定する方法に改めた上で、役務の「提供の停止」及び「品質の低下」の状態が、3万利用者かつ2時間以上継続した場合、重大事故に該当することとすることが考えられる。

- (1) 中継系事業者が、設備提供先の加入系事業者等を通じて、影響利用者数を把握
- (2) 行政において、加入系事業者からの事故報告等を基に、中継系事業者の設備故障が原因である重大な事故が発生したことが明確かどうか、当該中継系事業者を確認
- (3) 上記(1)(2)による該当可能性が不明の場合、故障した設備の帯域幅で判断

## 〔留意事項等〕

- ① 重大事故の対象とすべき中継系設備の範囲等の詳細については、今後制度化(ガイドライン策定等)に向け、精査が必要。
- ② 加入系事業者の設備構成(冗長化の有無)により、中継系事業者の重大事故への該当可能性が変化することの整理が必要。

# 加入系事業者の冗長化設備構成の考え方

## 考え方(案)

加入系事業者が、事業用電気通信設備規則において義務づけられている設備の冗長系構成の構築(予備の機器の設置等)に関し、適切な措置を講じていない場合で、当該適切な措置を講じていれば中継系事業者の設備の故障が生じても前頁の重大な事故が発生していなかったことが明らかな場合の総務省への事故報告については、次のような取扱いの案が考えられる。

## 案の1

- あくまで中継系事業者の事故防止が主目的であり、特段の配慮はしない。
- 加入系事業者が冗長系構成を採っていれば事故が防止できた場合は、中継系事業者の重大事故報告書に同旨を記述してもらい、将来の改善につなげる。

## 案の2

- 加入系事業者について事業用電気通信設備規則上、冗長系構成を採ることが義務づけられていることを勘案し、重大な事故が加入系事業者の冗長系構成具備の不作为による場合は、中継系事業者を重大な事故報告の対象としない。
- 他方、中継系事業者の事故防止が主目的である以上、中継系事業者が重大な事故報告対象とならなくとも、事故を起こした場合には、一定の場合(例:2時間以上の事故)に「任意事故報告+再発防止策」を提出してもらうこととする。